

名古屋高裁では美濃加茂市長に対する一審無罪の判決は破棄され懲役一年六月(猶予三年)となった。

①平成二十五年四月二日、ガスト美濃加茂店で現金十万円を中林(受刑者)から受け取ったこと、同年四月二十五日、名古屋市の飲食店「山家住吉店」で二十万円を受け取ったことの犯罪の証明はされている。

〈判決の結論〉

②一審無罪判決には、明らかな事実誤認がある。

③本件は市会議員で市長になろうとする者であった市長の収賄事件である。

④多額とは言えないが、公職で要職にある者としては、安易に犯行に及んだ。

⑤公務員の職務の公正を害し、国民の信頼を失墜させる犯行である。

⑥市長からワイロを要求したわけではなく、前科はないなどの事情もあり(実刑判決とはせず)その刑の執行を三年間猶予する。



〈市長の一審法廷証言のあいまいさ〉

①中林が美濃加茂のガストで四月二日に会った目的は現金を渡すことであったのは明らかである。

弁護士日記

美濃加茂市長の逆転有罪事件①

美和 勇夫

と会ったのに、その時何を話したか、なんの為に会ったのか、はっきり覚えていないと法廷で述べた。

③しかし翌日の中林とのメールでは「山家での会合が盛り上がったこと」「いつもに「わからない」ということを法廷で述べた。

⑤市長は「金を受け取ったのではないか?」という自己に不利に働く事実関係について(もつと具体的に反論しておくべきであるのに、あいまい、不自然な供述に終始している。

美和 勇夫

で、わざわざ時間を作り中林、知人らと会ったのに、その会合の目的が何であったのか、記憶がないと言っているのは不自然である。

すみません」という感謝の意が示されている。

④市長選挙の際、応援のため知人が美濃加茂市の旅館に宿泊した代金を中林が払ったことを市長は当然了解していたとしか思えないの

②二十五日三月二十八日、防災課長が中林を呼び出し浄水プラントの打ちあわせがはじまった。

②市長は四月二十五日も、名古屋の「山家住」で中林

最高裁上告は九十九%きびしい。

〈現金授受に至る経緯〉

断罪されているのに市長は、十一月二十九日の議会で

(続く)